

伊賀市新斎苑整備運営事業 募集要項等 質問に対する回答

No.	公表資料名称	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問・意見	市回答
1	募集要項	1	第1			資料	公表資料として記載されている以下の資料について、1月20日時点では貴市ホームページ上で公表されていないものと認識しております。 公表されるタイミングはいつ頃になりますでしょうか。 また、事業契約案などが事前に拝見できず、リスクの整理等ができないまま入札を迎えてしまったため、以下資料の公表後に質問の機会をもう一度設けていただけますでしょうか。 ・基本協定書(案) ・特定事業契約書(案)	基本協定書(案)、特定事業契約書(案)を1月25日に公表しており、また質問の機会も設けました。
2	募集要項	6	第2	1	(11)	附帯施設の引渡日	支払方法説明書では「附帯施設の引渡し」という文言が多数記載がありますが、募集要項の事業スケジュールでは附帯施設の引渡日が明記されていないことから、記載いただけますでしょうか。	附帯施設の引渡し日を募集要項のスケジュールに追加します。
3	募集要項	6	第2	1	(12)1)③	施設整備業務及び既存施設解体・跡地整備業務に係るサービス対価	既存施設解体・跡地整備業務に係る対価は、貴市より事業者に対して一括で支払われるのみの記載しかございませんが、「支払方法説明書」の記載では一時払い分と割賦料分に分かれております。正しいほうにご修正をお願いしますでしょうか。	「支払方法説明書」の記載に合わせ、募集要項を修正します。
4	募集要項	21	第4	1		提案価格の算定方法	令和3年9月17日付内閣府民間資金等活用事業推進室からの情報提供資料においても、LIBOR廃止にかかるTSRの対応について、Refinitiv社における代替指標の可能性を示唆されているところですが、サービス購入料A-2及びB-2の算定に用いる基準金利について、2021年12月末のLIBORの公表停止に伴い、TSR(LIBORベース)の後継指標としては、直近の他のPFI事業と同様にRefinitivより提供されている午前10時30分現在の東京スワップレファレンスレート(TONA参照)とし、JPTSRTOA=RFTBに掲示されているTONA ベース15年もの(円/円)金利スワップレートを採用頂きますようお願い致します。 現行「支払方法説明書」に規定いただいた基準金利を採用される場合、金融機関からSPCに対して資金提供が出来ない可能性がございます。	支払方法説明書第5 1.(1) 2) (P.10)の基準金利に関する記述を次の通り修正いたします。 「基準金利は、Refinitiv(登録商標)より提供されている午前10時30分現在の東京スワップレファレンスレート(TONA参照)としてJPTSRTOA=RFTBに掲示されているTONAベース15年もの(円/円)金利スワップレートとする。」 また、次の補足説明を欄外に追加します。 「TONA TSRの提供が初期期であるため、上記規定において使用している用語が今後変更されることも想定される。定義が変わらない場合は適宜読み替えるものとするが、変わる場合は協議の上、市が取り扱いを決定する。」
5	募集要項	21	第4	1		提案価格の算定方法	「基準金利の適用が現実的でなくなった場合は、改めて基準金利を市から通知するものとする」とありますが、現実的でない場合とはどのような場合でしょうか。	金融機関等により支持されない等の状況が想定されます。
6	募集要項	23	第7			特定事業契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事	「三重地方裁判所」は「津地方裁判所」の誤植かと存じますので、ご修正をお願いしますでしょうか。	津地方裁判所に修正いたします。
7	募集要項	24	第8	3		契約保証金	契約保証金の金額は「建設業務にかかる対価(サービス購入料A-1及びA-2)から割賦金利相当額を控除した額の10分の1以上に相当する金額」と設定されており、税抜となっております。 通常、税込額になると想定されますので、当該金額は「消費税及び地方消費税」が加算された額になるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりですので、募集要項の該当箇所を修正します。
8	募集要項	25	第9	1	(2) 1)	予想されるリスクと責任分担	別紙2の誤植ではないでしょうか。	ご指摘の通りです。別紙2に修正いたします。
9	募集要項	28	第11	2	(2)	市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難になった場合	市の責めに帰すべき事由により、特定事業契約が解除された場合の市が賠償する損害について、合理的な金融費用も含まれるとの認識で間違いありませんでしょうか。	合理的な費用であれば対象となります。
10	募集要項	別紙2-1				リスク分担保	「契約締結リスク」について、「議会の議決が得られないことにより契約締結が遅延・中止した場合は、それまでにかかった市及び事業者の費用は、それぞれの負担とする。」とありますが、議会の議決は事業者でコントロールすることができない事由であるため、それまでに要した費用は市のご負担としていただけないでしょうか。	原案通りとします。
11	募集要項	別紙2-4	別紙2 リスク分担保表	リスク分担保(維持管理、運営段階)	残骨灰・集じん灰の管理リスク	28 残骨灰・集じん灰の処理	1月17日に公表されました質問に対する回答書No.80にて、残骨灰・集じん灰の処理業者は事業者が選定し、その費用の全ては貴市に帰属すると理解しましたが、処理業者選定の制限等を確認させて下さい。	競争性のある選定方式とし、選定条件は次の通りとする予定です。 (1) 地方公共団体の残骨灰処理業務の受託実績を有すること。(2) 残骨灰から六価クロム等有害物質の除去処理が可能であること。(3) 東海圏内(三重、岐阜、静岡、愛知)、近畿圏内(大阪、奈良、和歌山、滋賀、京都、兵庫)又は北陸圏内の一部(石川、福井)に残骨灰を埋蔵及び供養する寺院等(永代供養契約含む)を有していること。

伊賀市新斎苑整備運営事業 募集要項等 質問に対する回答

No.	公表資料名称	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問・意見	市回答
12	募集要項	別紙2-4	別紙2 リスク分担表	リスク分担(維持管理、運営段階)	残骨灰・集じん灰の管理リスク	28 残骨灰・集じん灰の処理	残骨灰・集じん灰の処理業者との契約は事業者が締結し、その費用は貴市が直接、処理業者に支払われると理解すればよろしいでしょうか。	残骨灰・集じん灰の処理業者との契約は、事業者が締結し、その支出はいったん事業者が立替または受け取るものとします。
13	募集要項	別紙2-4・別紙2-5	リスク分担表	維持管理・運営段階	28	残骨灰・集じん灰の処理リスク	リスク分担(維持管理、運営段階)No.28では、市・民間双方で分担となっています。しかし、※12の説明において、「残骨灰・集じん灰処理に伴う支出は市の収入とするため、その増減リスクは市が負う。」とされておりますので、残骨灰・集じん灰の処理リスクは、すべて市であることを確認させてください。	委託事務を滞りなく処理する責務を事業者側が負うことを除けば、残骨灰・集じん灰処理リスクは市が分担します。
14	募集要項	別紙2-5	リスク分担	※3	(iii)	リスク分担	市の負担すべき増加費用には、合理的な金融費用も含まれるとの認識で間違いはないでしょうか。	合理的な費用であれば対象となります。
15	募集要項	別紙2-5	リスク分担	※5		リスク分担	埋蔵文化財の調査により事業が遅延・中止した場合の市の認める範囲での負担には、合理的な金融費用も含まれるとの認識で間違いはないでしょうか。	合理的な費用であれば対象となります。
16	募集要項	別紙2-5	リスク分担	※8		リスク分担	市が負担する経年劣化や市の指示により生じる費用には、合理的な金融費用も含まれるとの認識で間違いはないでしょうか。	合理的な費用であれば対象となります。
17	募集要項	別紙2-5				リスク分担(設計、建設段階)	※8で経年劣化や市の指示により生じた費用は市の負担とありますが、事業者側が負担する状況はどのような想定でしょうか。ご教示願います。	リスク分担(設計、建設段階)13「既存の設備・備品等の損傷リスク」では、既存の備品等を事業者が管理する場合において、事業者の過失により当該備品等が損傷される事態が想定されます。
18	募集要項						1月11日公表の「募集要項」と1月17日公表の「募集要項」についての修正箇所を赤字表示等で公表していただけないでしょうか。	1月24日に修正箇所を赤字表示した募集要項を公表しています。
19	要求水準 要求水準【修正版】						質疑応答書R4年1月17日発表とR4年1月21日提出期限を反映した要求水準【修正版の修正版】の公表をお願いします。	質疑応答を反映した要求水準等を当月公表します。
20	要求水準【修正版】	4	第1	5	(5)	事業スケジュール	供用開始の時期を事業者の提案により早めることはできないとの理解で宜しいでしょうか。(維持管理運営期間が異なる等、諸条件において公平性が保てなくなるため)	供用開始は令和6年7月としてください。
21	要求水準書	4	第1	6		適用関係法令等	適用関係法令等にガス事業法、高圧ガス法、液化石油ガス法などの記載がございますが、給湯設備、空調設備、火葬炉設備用の燃料としてガスを使用することは不可であるとの解釈になるのでしょうか。ご教示願います。	ガスを使用することも可能としますので、要求水準書に関係法令を追記します。
22	要求水準書	7	第1	7	(3)2	事業期間終了時の要求水準	大規模修繕は想定しないものとされておりませんが、PFI事業向けプロジェクトファイナンス取組の際には、DSCR(各事業年度において、元利金返済前のキャッシュフローを元利金返済額で割ったもの)が最低1.01以上を満たす必要がございますので、大規模修繕が生じた場合は、貴市のご負担にてお願い致します。	当初計画では大規模修繕は運営期間終了後に行うと計画いただきますが、運営開始後、運営期間中に大規模修繕が必要となってしまう際は、その理由等を市にご説明ください。負担の可否を市にて判断します。
23	要求水準	10	第2	1	(2)	整備を行う本施設の構成概要	工事車両駐車場として、上野東公園向かいの伊賀市駐車場の一部を使用することは可能でしょうか。ご教示ください。	他の利用者に迷惑にならないければ、使用は可能です。
24	要求水準	10	第2	1	(2)	整備を行う本施設の構成概要	駐車場に大型バス1台程度とありますが、大型バスのサイズ・高さ・車種をご教示願います。	関係法令を遵守の上、駐車スペースは長さ13m以上、幅3.3m以上としてください。
25	要求水準書	10	第2	1	(2)	基本要件	施設の整備工事を施工する際、利用者への安全配慮を行った上で、東西両方向の道路から敷地への工事用車両の進入を設けても良いと解釈しても宜しいでしょうか。ご教示願います。	必要な許認可の取得や近隣住民の承諾を条件に、東西両方向の道路から敷地への工事用車両の進入を設けることは可能です。西側道路は未舗装道路のため、必要に応じて原状回復をしてください。
26	要求水準【修正版】	17	第2	5	(2)8)②	倉庫等	「搬運搬車は使用しやすく目立たない位置に格納する空間を確保」とありますが、日常の使用上で会葬者に不便をきたすことがなければ、格納場所については、事業者の提案としても宜しいでしょうか。	格納場所は、会葬者に不便をきたさず、使用しやすい場所を提案してください。
27	要求水準書	17	第2	5	(2)	12)業務従事者用トイレ	同小項目7)⑤に業務従事者用のトイレを設置することの記載がありますが、火葬部門及び管理部門それぞれにトイレを設置することではなく、従事者用トイレは火葬部門及び管理部門を兼ねることが出来ると理解すればよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
28	要求水準	17 20	第2	5 6	11) 4)	機械室(発電機・電気室・空調等) 受変電設備	非常用発電設備及び受変電設備について、屋内への設置が必須でしょうか。屋外設置としても宜しいでしょうか。	斎苑の調和を乱さず、また会葬者を煩わせることがなければ設置可能ですので、ご提案ください。
29	要求水準書	19	第2	5	(4)	1)事務室等	会葬者等の求める必要な物品についてはかつこ内に例が挙げられていますが、例に限らず必要な物品については事業者の提案とすればよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
30	要求水準書	20	第2	6	(2)	2)動力設備	機器の警報は管理室で受信するとありますが、第2 5(1)の総括表の諸室には管理室の記載はありませんので、監視室と理解すればよろしいでしょうか。	監視室と理解ください。該当箇所を修正します。
31	要求水準	20	第2	6	(2)5)	静止型電源設備	非常用照明はバッテリー内蔵型とし、受変電設備に対する直流電源装置の設置は必須でしょうか。	直流電源装置は非常用発電機の始動に必要と思慮しますが、必要な装置等はご提案ください。

伊賀市新斎苑整備運営事業 募集要項等 質問に対する回答

No.	公表資料名称	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問・意見	市回答
32	要求水準書	21	第2	6	(2)	8) 情報表示(時計)設備	親時計は管理室に設置するのとありますが、第2 5(1)の総括表の諸室には管理室の記載はありませんので、事務室と理解すればよろしいでしょうか。	ご指摘のとおりです。事務室に修正します
33	要求水準書 修正版	24	第2	7	(3) 5)	非常時の運転	停電時は動物炉を除く、1炉及び1系列を強制排気方式で運転とあり、8頁では電力供給が途絶した場合でも通常の火葬件数で3日間の運転対応とあります。両方を考慮すると、全4炉ある人体用の火葬炉のうち火葬炉1炉の運転を確保できる発電設備を設け、開場時間を延長することで、1日最大6件までの火葬を3日間実施できる計画とすれば宜しいでしょうか。(1炉運転で通常開場時間内で6件対応は不可能なため、開場時間を延長するとしております) 同時に動かすことのできる火葬炉数の考え方によって発電設備の能力に大きな影響があるため、明確な回答をお願いします。	お見込みのとおりです。
34	要求水準書	24	第2	7	(3) 6)	公害防止基準	ばいじん量0.01g/Nm3とありますが、P30集塵装置の設計出口塵量は0.03g/Nm3と記載されています。どちらが正しいでしょうか。	0.01g/Nm3 が正しい値です。P.30 1)集塵装置⑥設計出口塵量を修正します。
35	要求水準書【修正版】	25	第2	7	(3)-6)	公害防止基準	40Pと同様の数値が記載されているが、酸素濃度換算値12%はダイオキシン類濃度のみが対象なのか、それとも各値12%換算の値でしょうか。	各物質の酸素濃度換算値を12%としてください。P.25 公害防止基準を修正します。
36	要求水準書	24 29	第2	7	(3) 3) (8) 3) ③	火葬炉設備	排気方式について、2炉1排気系統に限定するということによろしいでしょうか。ご教示願います。	お見込みのとおりです。
37	要求水準書	29	第2	7	(9) 1)	排ガス冷却器	「火葬炉1炉ごとに冷却器を設けること」とありますが、冷却段数を2段とする場合は、1次冷却を1炉ごとに設け、2次冷却は事業者提案として宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
38	要求水準書【修正版】	30	第2	7	(9) 1) ③	排ガス冷却器	前述の排気方式では、強制排気方式(2炉1排気系統)とありました。冷却の性能を満たすことが可能であれば火葬炉2炉に対して冷却器1基の提案でも宜しいでしょうか。	火葬炉1炉ごとに冷却器を設けてください。2次冷却についてはご提案ください。
39	要求水準書	30	第2	7	(10)	1) 集塵装置	「⑥設計出口塵量は、0.03 g/Nm3以下とすること。」となっておりますが、24頁、6) 公害防止基準 ①排ガス基準では、ばいじん量は0.01 g/Nm3以下となっております。設計出口塵量は、24頁の0.01 g/Nm3以下が正との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。P.30 1)集塵装置⑥設計出口塵量を0.01g/Nm3へ修正いたします。
40	要求水準書【修正版】	30	第2	7	(10) ⑥	集塵装置	40頁の排ガスにかかる基準では、ばいじん0.01とあり、設計出口含塵量0.03と齟齬があります。どちらが正しいでしょうか。	0.01g/Nm3 が正しい値です。P.30 1)集塵装置⑥設計出口塵量を修正します。
41	要求水準書【修正版】	32 31	第2	7	(12) 2)	中央監視盤	主要機能の保存機能にある一酸化炭素濃度については、要求水準書にない設備であるCO-O2計の装備が必要となります。CO-O2計は要求水準となるのでしょうか。	表3 計装制御一覧を修正します。
42	要求水準書【修正版】	32	第2	7	表3	排煙濃度	排煙濃度については、要求水準書にない設備である排煙濃度計の装備が必要となります。排煙濃度計は要求水準となるのでしょうか。	表3 計装制御一覧を修正します。
43	要求水準書	33	第3	2	(7)	業務の報告及び設計図書等の提出	提出した設計図書にかかる貴市からの承諾は、書面での交付をお願いしますでしょうか。	書面を交付いたします。
44	要求水準書	35	第3	2	(8) ④	留意事項	設計内容が要求水準書及び提案書に適合していることについての承認は、書面での交付をお願いしますでしょうか。	書面を交付いたします。
45	要求水準書	37	第3	3	(6) ③	完成検査及び完成確認	施設の完成確認は、貴市からの書面での交付をお願いしますでしょうか。	特定事業契約書第37条第4項に記載されているとおり、市は事業者へ「工事完成確認通知書」を交付することになっています。
46	要求水準書	40	第3	6	(2) 1)	排ガスに係る基準	P32公害防止基準では、ダイオキシン類濃度のみ酸素濃度12%換算値ですが、P40排ガスに係る基準では、すべての項目が酸素濃度12%換算値となっています。どちらが正しいでしょうか。	すべての項目が酸素濃度12%換算値とご理解ください。該当箇所は修正します。
47	要求水準書【修正版】	50	第6	5		建築物維持管理業務	建築基準法12条の定期報告を必要とする建築物に該当する施設でしょうか。	斎苑は特殊建築物にあたりません。当該報告が必要となるかは監督官庁にご確認ください。
48	要求水準書	52	第6	8	⑤	植栽・外構維持管理業務	事業用地近隣の市有地の草刈りに関する業務が記載されておりますが、1月17日に公表されました質問回答No.77のご回答により、本業務は事業対象業務外となったことを確認させていただきます。	業務対象外となっておりますので、最新の要求水準書をご確認ください。
49	要求水準書	52	第6	8	⑤	植栽・外構維持管理業務	1月17日に公表されました質問に対する回答書No.77にて、事業用地近隣の市有地の草刈りに関しては削除されると理解していますが、ご確認をお願いします。	業務対象外となっておりますので、最新の要求水準書をご確認ください。
50	要求水準書	53	第6	12		維持管理要求水準	残骨灰、集じん灰の処分については委託業者の自由処分としてよろしいでしょうか。また、処分に伴う収入とは何か、支出とは何かをご教示ください。	残骨灰・集じん灰の処理業者の選定は競争性のある選定方式とし、市の示す選定条件を満たす処理業者としてください。処分に伴う支出入とは、残骨灰の売却代金が考えられます。
51	要求水準書【修正版】	53	第6	12		残骨灰・集じん灰の管理・処分業務	残骨灰・集じん灰の処分に伴う収入・支出は、市の収入・支出とするとあります。事業者は、実質的に維持管理運営期間において、処理、売却の段取りを行うのみとの理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりですが、事業者は事務を滞りなく処理する責務を負います。

伊賀市新斎苑整備運営事業 募集要項等 質問に対する回答

No.	公表資料名称	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問・意見	市回答
52	要求水準書	53	第6	12	② ③	残骨灰・集じん灰の管理処分業務	処分業者への処理依頼(業務発注)を事業者が行い、処分業者と契約関係がない市が当該費用を負担する(処分灰からの収入がある場合には、市の収入とする)との記載(内容)になっています。これは、事業者へ処分業者の紹介および処分業者来場時の回収対応を求めるものであり、処分業者との契約(発注・支払等)は市が自ら実施することを意味しているとの理解でよろしいでしょうか。	残骨灰・集じん灰の処理業者との契約は事業者が締結し、その支出入は一旦事業者が立替または受け取るものとします。
53	要求水準書	59	第7	3	(3)	火葬件数	費市からの要請がない限り、平常時において、1日に6件以上の火葬の受け付けはないと理解すればよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
54	要求水準書	58	第7	4		予約受付業務	予約受付業務について、電話・FAXにより…休業日を除く業務時間内に行うこととありますが、業務時間外の事業者側での対応は不要と解釈してもよろしいでしょうか。ご教示願います。	お見込みのとおりです。
55	要求水準【修正版】	58	第7	3	(1)	稼働日及び利用時間	提案段階では、稼働日や受付時間の変更提案は認められない(加点とならない)との認識で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
56	要求水準【修正版】	59	第7	5	⑤	利用者受付業務	ペット火葬、霊安室利用の使用許可申請書の交付(市)、使用許可証の発行(事業者)の認識で良いか。	ペット火葬、胞衣炉使用、霊安室使用の予約・受け付けは事業者が行います。
57	要求水準書	59	第7	5	⑤	利用者受付業務	人体の火葬における使用料については現在、利用者が貴市の受付窓口にて支払いを行っているとの認識していますが、これらの使用料も事業者が徴収すると理解すればよろしいでしょうか。	事業者が収納代行するのは、動物炉、胞衣炉、霊安室の使用料のみです。
58	要求水準【修正版】	59	第7	5	⑤	利用者受付業務	使用料の徴収は、人体の火葬を除く理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。動物炉、胞衣炉、霊安室の使用料の収納代行業務をお願いします。
59	要求水準書	60	第7	11		運営業務要求水準	動物の火葬について、会葬者が来場した際には予約を確認し…とありますが、動物火葬はすべて予約制とし、予約の無い持ち込みは受け付けられないとの解釈でよろしいでしょうか。ご教示願います。	現状通り、動物炉の使用は予約制となります。
60	要求水準書	61	第7	10	⑦	火葬炉運搬業務	火葬に係る所要時間の記載がありますが、災害発生時における火葬ダイアグラムも平常時同等の所要時間と理解すればよろしいでしょうか。	災害発生時のダイアグラムは、ご提案ください。
61	要求水準書	61	第7	12	①	待合室関連業務	待合室の貸出には使用料が発生する齋場もあると把握していますが、本事業については事業者の提案と理解すればよろしいでしょうか。	既存施設では、待合室の使用料は徴収していません。
62	要求水準【修正版】	62	第7	13	(2)-③	パンフレット	施設案内パンフレットは何部作成すれば宜しいでしょうか。費用にかかわるため、具体的な数量をご教示ください。	必要部数をご提案ください。
63	要求水準書	62	第7	13	(3)	各種資料の作成・保管及び問合せへの対応	本事業の施設の供用開始に至るまでの過去の火葬許可証については電子データを共用開始までに貴市から事業者へ引き継がれることと理解すればよろしいでしょうか。	必要な情報は事業者へ引き渡されますが、媒体については今後の市との協議によります。
64	要求水準書別紙	1				光熱水費の実績	令和元年度と2年度の光熱水費発生額が公表されましたが、水道(下水道)・電気・ガスそれぞれの内訳および、各対象の契約内容(容量等)が把握できる資料の追加公表をお願いします。	光熱水費の内訳を別途開示します。
65	要求水準別紙1					光熱水費実績	光熱水費実績について、電気・水道・ガス・灯油の各種目毎の金額と使用量をご教示願います。	光熱水費の内訳を別途開示します。
66	要求水準別紙8~					既存施設図	既設図面について、設備図面及び火葬炉図面をご提供願います。	別途開示します。
67	提案審査様式集エクセル					様式2-3 開業準備業務 対価内訳書	11、12行目、(1)開業準備業務にかかる一般管理費の人件費以外部分が①と②に分かれておりますが、誤記であるとの理解でよろしいでしょうか。	該当箇所を修正します。
68	提案審査様式集エクセル					様式2-3 開業準備業務 対価内訳書 (3)光熱水費	要求水準書における発電設備として、「太陽光などの自然エネルギーによる発電設備を導入する場合」、当該設備によって見込まれる発電量に相当する電気代は、サービス購入料C-3の対象にならないとの理解でよろしいでしょうか。	実際に電力会社から請求されると想定される電気代が、サービス購入料C-3の対象になります。
69	要求水準書 提案審査様式集 エクセル		提一様式 2-4			様式2-4 維持管理業務 対価内訳書 2.電気料金	要求水準書における発電設備として、「太陽光などの自然エネルギーによる発電設備を導入する場合」、当該設備によって見込まれる発電量に相当する電気代は、サービス購入料D-2の対象にならないとの理解でよろしいでしょうか。	実際に電力会社から請求されると想定される電気代が、サービス購入料D-2の対象になります。
70	提案審査様式集		提一様式 2-4			維持管理業務 対価内 訳書	対価を算出するに当たり基準となる年間火葬件数をご教示ください。	特に形式は決めていません。役員の方のお名前が確認できるようにしてください。
71	提案審査様式集 エクセル					様式2-4 維持管理業務 対価内訳書	対価内訳書は、事業期間中の各年度における平準化前の発生額を記入し、最終表は、事業期間総額を各事業年度における対象期間で平準化した額を記入するとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
72	提案審査様式集 エクセル					様式2-5 運営業務 対価内訳書	対価内訳書は、事業期間中の各年度における平準化前の発生額を記入し、最終表は、事業期間総額を各事業年度における対象期間で平準化した額を記入するとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

伊賀市新斎苑整備運営事業 募集要項等 質問に対する回答

No.	公表資料名称	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問・意見	市回答
73	提案審査様式集 エクセル					様式5-2-3 資金収支計画表	収益・費用は発生主義、入出金は現金主義にて作成するにあたり、事業年度の追加もお認め頂けることを確認させていただきます。	必要に応じて事業年度を追加してください。
74	提案審査様式集 エクセル	-	様式 5-2-3	-	-	DSCRの計算	資本性を有していると思われる劣後ローンについて、元利返済金を求める際は計算に含まない方法として宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
75	提案審査様式集 ワード	1	第1	1	①	全般	「①動線計画は、～工夫すること。」との記載がありますが、提案書様式全般に関する記載内容とは異なるかと思えます。誤記との理解でよろしいでしょうか。	ご指摘のとおりです。提案審査様式集1全般について、①を削除し、②以降を繰り上げます。
76	提案審査様式集	2	第2			②提案審査に関する提出書類の提出方法	A3判での提出が求められている提案図面等を、A4判折込により他の様式と同一ファイルで提出することになっていますが、A3判折込の枚数が多い(20枚超)ことから、A3判図面の折込が生じないように、提出ファイルをA3版横型左綴じファイルとさせていただきますことは可能でしょうか。	A3判での提出も可とします。
77	提案審査様式集	2	第2			<提出書類> ③電子データ	電子データの「企業名の記入」欄について、正本・副本とも「○」となっていますが、いずれも「×」が正と理解してよろしいでしょうか。 (提案審査に関する提出書類は、正本、副本とも企業名の記入はせず、「企業名対応表」に基づく置き換え表記として作成し、正本の電子データには「企業名対応表」も保存するとの理解です。)	ご指摘のとおりです。該当箇所を修正します。
78	提案審査様式集 ワード	2	第2	2		企業の商号又は名称の記載について	「企業名対応表」は、参加資格申請を行った企業が対象であり、構成企業もしくは協力企業から下請け・再委託を行う企業や融資金融の名称は提案書にそのまま記載して良いとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
79	提案審査様式集 ワード	2	第2	2		企業の商号又は名称の記載について	企業名の記載欄がある様式以外も、様式の文中や表中では、正本・副本ともに、設計企業A等に置き換えて表示するとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
80	提案審査様式集 ワード	4	第3	②		提案審査に関する提案書類	頁数制限の項目で「1/2」と記載の項目があります。「1/2」どおしで合体させ1枚の頁にまとめるのでしょうか(例えば、様式3-3と3-4を合わせて1枚の頁とする)。それともそれぞれ1枚で作成し、下半分は空欄にすればよろしいでしょうか。	頁数制限の項目で「1/2」と記載の項目は上限を「1」に変更します。
81	提案審査様式集	5	第3			提案書類の枚数制限	様式3-3から3-6までの4つの様式に対して、提案書を半頁(1/2)とする制限が付されていますが、半頁では各様式への要求記載事項数を提案することは非常に困難です。各様式ともに枚数制限を1枚とする変更をお願いします。	頁数制限の項目で「1/2」と記載の項目は上限を「1」に変更します。
82	提案審査様式集	5				頁数制限	頁数制限が1/2とあるものは、A4 1枚もしくは2枚のいずれも可と解釈して宜しいでしょうか。	頁数制限の項目で「1/2」と記載の項目は上限を「1」に変更します。
83	提案審査様式集	5	第3			②提案審査に関する提出書類 頁数制限	頁数制限に記載の「1/2」について、「1または2枚と読むことでよろしいでしょうか。もしくは「2分の1」枚でしょうか。 ※後段「2分の1」枚の場合、ページの上段半分までに記載し、以下を余白とすることでよろしいでしょうか。もしくは、下段には次の様式を記載する(例えば、3-3と3-4は合わせてA4・1枚に記載する)ことでよろしいでしょうか。	頁数制限の項目で「1/2」と記載の項目は上限を「1」に変更します。
84	提案審査様式集	5	第3			②提案審査に関する提出書類 提案図面等 提出書類	「計画図の作成に際し、以下のことに留意すること。」とあり、「各図面の用紙をまとめることを可とする。」とありますが、詳細をご教示いただけないでしょうか。	いくつかの図面をまとめることを可としています。
85	提案審査様式集 ワード	7	第3			提案図面等 提出書類	火葬炉計画について、頁数がA3 1頁となっていますが、ご指定の内容すべてを1頁に記載すると、縮尺が小さく分かりにくいものになると思われれます。A3 2頁として頂けないでしょうか。 また、配管図とは排気ダクトのことと解釈して宜しいでしょうか。	A3 2頁とすることも可能です。配管図は燃料の流れがわかるものを想定しています。

伊賀市新斎苑整備運営事業 募集要項等 質問に対する回答

No.	公表資料名称	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問・意見	市回答
86	支払方法説明書	2	第2	1	(1)1 及び2)	サービス購入料A サービス購入料B	念の為の確認ですが、サービス購入料A(割賦料分)及びサービス購入料B(割賦料分)にかかる消費税相当額については、それぞれ施設引渡年度のサービス購入料A(一時払い)及びサービス購入料B(一時払い分)の支払いに合わせて、一括でお支払い頂ける理解にて宜しいでしょうか。2018年度の税制改正において、長期割賦販売等に係る延払基準が廃止されており、施設整備業務に係る対価(サービス購入料A及びサービス購入料B)は、支払われる都度ではなく、将来に受け取る割賦払い部分を含めた割賦元本全額が施設引渡年度にて売上として認識されます。そのため、割賦元本全額に対して受取消費税が課税され、事業者には過大な資金負担が発生してしまいますし、現状の規定では、割賦元本には消費税が含まれないように見受けられるため、金利変動リスクを排除できず、当該消費税納付分に係る金融機関等からの資金調達も困難となっています。	サービス購入料A-2(割賦料分)及びサービス購入料B-2(割賦料分)の消費税等は、サービス購入料A-1及びB-1支払時に含まれています。
87	支払方法説明書	2	第2	1	(1)	1)サービス購入料A 2)サービス購入料B	起債充当率の変更になり、サービス購入料の金額が変更になった場合、これに伴い事業者の資金調達計画も変更せざるを得ないと考えられます。この場合、募集要項別紙2-2・リスク項目No27「交付金確定リスク」に記載のとおり、市事由に起因するとして、変更に伴う金融機関手数料等は市にて負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
88	支払方法説明書	3	第2	2	(1)	1)サービス購入料A	サービス購入料Aの割賦元金の支払回数が計60回となっておりますが、維持管理運営期間は、令和22年(2040年)3月末迄のため、支払回数は、計64回となることを確認させていただきます。	お見込みのとおりです。該当箇所を修正します。
89	支払方法説明書	4	第2	2	(1)	2)サービス購入料B	サービス購入料Bの割賦元金の支払回数が計57回となっておりますが、維持管理運営期間は、令和22年(2040年)3月末迄のため、予定スケジュールのとおり令和6年(2024年)12月に当該業務が完了・引渡しした場合、支払回数は、計61回との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。該当箇所を修正します。
90	支払方法	5	第3	1	(2)	算定方法	①サービス購入料A-1、「上記(1)に示す業務において引渡しまでに完了する業務に要する費用のうち、〇%の金額(消費税及び地方消費税を含む)とする。」とありますが90%の誤記との理解で良いでしょうか。	90%です。修正します。
91	支払方法	5	第3	1	(2)	算定方法	サービス購入料A-1につきまして、〇%との記載がございますが、2項、1、(1)施設整備業務に係る対価に記載の通り90%という認識でよろしいでしょうか。	90%です。修正します。
92	支払方法説明書	5	第3	1	(2)	②サービス購入料A-2	「返済期間15年間の元利均等償還方式」との記載がございますが、当該期間は「対象施設の貴市引渡し翌月から、事業終了月までの期間による元利均等償還方式」であることを確認してください。	お見込みのとおりです。
93	支払方法説明書	6	第3	2	(2)	2)サービス購入料B-2	「返済期間15年間の元利均等償還方式」との記載がございますが、当該期間は「対象施設の貴市引渡し翌月から、事業終了月までの期間による元利均等償還方式」であることを確認してください。	お見込みのとおりです。
94	支払方法	8	第4	2		サービス購入料B-1、 B-2	支払い区分が「サービス購入料A-1、A-2」となっておりますが、「サービス購入料B-1、B-2」の誤記との理解で良いでしょうか。	ご指摘の通りです。修正します。
95	支払方法説明書	8	第4	2		サービス購入料B-1、 B-2	表内のサービス購入料A-1及びサービス購入料A-2は、サービス購入料B-1及びサービス購入料B-2の誤記との理解でよろしいでしょうか。	ご指摘の通りです。修正します。
96	支払方法説明書	8	第4	2		サービス購入料B-1、 B-2	表の支払区分について、「サービス購入料A-1」及び「サービス購入料A-2」となっておりますが、「サービス購入料B-1」及び「サービス購入料B-2」の誤植かと存じますので、ご修正をお願いできますでしょうか。	ご指摘の通りです。修正します。
97	支払方法説明書	8	第4	2		サービス購入料B	支払区分に記載されているサービス購入料がA-1、A-2と記載されているため、それぞれサービス購入料B-1、B-2にご修正いただけますでしょうか。	ご指摘の通りです。修正します。
98	支払方法	9	第4	6	(2)	サービス購入料A-2、 B-2	「毎年度6月、9月、12月及び1月の各末日を締切日」とありますが、前頁に於いて「3ヶ月ごとに」とありますので、「毎年度6月、9月、12月及び3月の各末日を締切日」との認識で宜しいでしょうか。	ご指摘の通りです。修正します。
99	支払方法説明書	9	第4	6	(1)	サービス購入料A-1、 B-1、C	項目名にサービス購入料Cの記載がありますが、誤記との理解でよろしいでしょうか。	誤記です。修正します。

伊賀市新斎苑整備運営事業 募集要項等 質問に対する回答

No.	公表資料名称	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問・意見	市回答
100	支払方法説明書	10	第5	1	(1)2)	基準金利	令和3年9月17日付内閣府民間資金等活用事業推進室からの情報提供資料においても、LIBOR廃止にかかるTSRの対応について、Refinitiv社における代替指標の可能性を示唆されているところですが、サービス購入料A-2及びB-2の算定に用いる基準金利について、2021年12月末のLIBORの公表停止に伴い、TSR(LIBORベース)の後継指標としては、ご記載の頂いている「東京時間午前10時時点で公表されているオーバーナイト・インデックス・スワップ(OIS)、ターム6ヶ月、15年物」ではなく、直近の他のPFI事業と同様にRefinitivより提供されている「午前10時30分現在の東京スワップレファレンスレート(TONA参照)とし、JPTSRTOA=RFTBに掲示されているTONAベース15年もの(円/円)金利スワップレート」を採用頂きますようお願い致します。 現行に規定いただいた基準金利を採用される場合、金融機関からSPCに対して資金提供が出来ない可能性がございます。	支払方法説明書第5 1.(1) 2) (P.10)の基準金利に関する記述を次の通り修正いたします。 「基準金利は、Refinitiv(登録商標)より提供されている午前10時30分現在の東京スワップレファレンスレート(TONA参照)とし、JPTSRTOA=RFTBに掲示されているTONAベース15年もの(円/円)金利スワップレートとする。」 また、次の補足説明を欄外に追加します。「TONA TSRの提供が初動期であるため、上記規定において使用している用語が今後変更されることも想定される。定義が変わらない場合は適宜読み替えるものとするが、変わる場合は協議の上、市が取り扱いを決定する。」
101	支払方法説明書	10	第5	1	(1)2)	金利確定日	サービス購入料B-2にかかる金利確定日を、付帯施設の引渡し日の2銀行営業日前にご修正いただけますでしょうか。 現在の規定ですと、サービス購入料B-2について、金利確定日(2024年3月27日)から解体撤去及び付帯施設整備にかかる融資実行日(2025年1月想定)までに、約10か月程度の期間が発生することとなり、金融機関が金利変動リスク分を考慮した金利にて融資貸出を行うことがあるため、資金調達コストが嵩み、入札コストの増加要因となります。 加えて、万一、天候不順や不測の事態によって、工期延長となり金利確定以降に事業スケジュールが遅延した場合、貴市やSPCに過度な金融費用負担(ブレイクファンディングコスト等)が発生する可能性がございます。	ご指摘のように該当箇所を修正します。
102	支払方法説明書	10	第5	1	(1)	基準金利確定日	サービス購入料A-2及びB-2の基準金利確定日は、本施設の引渡し日の2銀行営業日前とのことですが、サービス購入料B-2については、付帯施設の引渡し日の2銀行営業日前に決定するようにご変更いただけますでしょうか。 サービス購入料A-2と同じタイミングで基準金利が確定する場合、金融機関が金利上昇リスクを負うため、スプレッドが上昇(=入札コストが増加)する可能性があります。また、天候不順等により付帯施設の引渡しが遅延した際に金利が早期に確定している場合、金利のブレイクファンディングコストが発生することから、ご修正をお願いいたします。	ご指摘のように該当箇所を修正します。
103	支払方法	10	第5	1	(2)	施設整備業務に係る対価	念のための確認にはなりますが、募集要項における提案用基準金利はひとまずTSRですが、現時点では施設引渡し時に実質OISをもとにした基準金利に変更するという認識で間違いはないでしょうか。	支払方法説明書第5 1.(1) 2) (P.10)の基準金利に関する記述を次の通り修正いたします。 「基準金利は、Refinitiv(登録商標)より提供されている午前10時30分現在の東京スワップレファレンスレート(TONA参照)とし、JPTSRTOA=RFTBに掲示されているTONAベース15年もの(円/円)金利スワップレートとする。」 また、次の補足説明を欄外に追加します。「TONA TSRの提供が初動期であるため、上記規定において使用している用語が今後変更されることも想定される。定義が変わらない場合は適宜読み替えるものとするが、変わる場合は協議の上、市が取り扱いを決定する。」
104	支払方法	10	第5	1	(2)	OIS基準金利のbidとaskについて	OISを参照する場合、通常画面上にbidとaskが表示されますが、参照する金利はbid、askまたはその仲値等、ご指定があれば明示いただけますでしょうか。	支払方法説明書第5 1.(1) 2) (P.10)の基準金利を、東京スワップレファレンスレートを参照するように変更します。
105	モニタリング減額方法説明書	2	第1	2		モニタリングと減額対象となるサービス	表のうち「要求水準等の内容が達成されていない場合の措置」とありますが、ここにおける「要求水準」とは、サービス購入料を構成する各業務の要求水準を指し、例えば、維持管理運営の要求水準未達は、建設費の支払いには影響を与えないということを確認させてください。	維持管理、運営業務の要求水準未達の場合には、サービス対価の減額が生じる場合がありますが、建設費の支払いには影響しません。
106	モニタリング減額方法説明書	4	第2	2	(1)	施設整備業務のうちの対象業務	工事監理報告書を2週間ごとに提出することが求められていますが、要求水準書の38頁には、「④工事期間中、毎月市へ監理報告書を提出し、…」と記載があるため、工事監理報告書の提出頻度は月1回との理解でよろしいでしょうか。	工事監理報告書の提出頻度は月1回とします。
107	モニタリング	11	第4	3	(1)	減額ポイントの対象となる業務	念のための確認にはなりますが、モニタリングにより減額対象となるのはサービス対価D、Eのみとの認識で間違いはないでしょうか。	お見込みのとおりです。